

新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成2年条例第9号）

（設置）

第1条 新宿区（以下「区」という。）における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、新宿区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新宿区条例第1号）第6条その他関係規定により諮問を受けた事項について審議するほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、区長に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者 2人以内
- (3) 区の区域内に居住する者（前2号に掲げる者を除く。） 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 審議会は、会長が招集する。

（会議）

第6条 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係実施機関の職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第9条 前条の規定により審議会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料の支給を受ける職にある者には、支給しない。

2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和53年新宿区条例第8号）に定める参考人等の例による。

(守秘義務)

第10条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。